

## 第 156号

# 瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



## 目 次

1. 身近にある労働の法律 - 7 休業手当・適用除外
2. 福岡県の農業で働く技能実習生の問題から
3. 途中帰国したあるタイ人技能実習生を思い出しながら  
広島国際学院大学 崔博憲
4. 新聞記事から  
低賃金に逃げ出す技能実習生、「強制労働」と米報告書 爆買い無縁
5. 美術館情報 「ボストン美術館 ヴェネツィア展」魅惑の都市の 500 年
6. ケラメイコス 古唐津のぐい呑
7. 本の紹介 よこまち余話 木内 昇 著
8. 今月の言葉

## 身近にある労働の法律 - 7

### 休業手当と適用除外

先日、技能実習生のことで岡山県の方から電話がありました。「今、ベトナム人技能実習生に日本語を教えており、その人から、会社の仕事が少なくなったため上司から終業後アルバイトを世話すると言われたとのことだが問題が無いか」という質問でした。技能実習生にアルバイトは認められていない為、「アルバイトは絶対にさせてはいけません。」としか回答はできません。これに対して、「残業が無くなれば手取りが7万円程度(注1)にしかならず、高額な保証金を負担し、300万円は貯金できると言われて来ているし、7万円程度の賃金なら、帰国して働いた方が収入が多いので、アルバイトできなければ帰国したいと言っている」とのことでした。会社の景気が良かったとしても300万円の貯金は可能でしょうか。最低賃金ではかなりの残業が必要となります。おまけに、仕事が無いので休業も発生すると言われているとのことでした。休業が発生すれば賃金が支払われるのかどうか問題になります。外国人にかかわらず休業の扱いには問題が多いところです。労働基準法第26条は休業手当について次のように定めています。

「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」

使用者には労働契約に従って労働者に仕事を与える義務があります。仕事を与えられなければ労働者は契約違反として損害賠償請求をすることも可能ですが、労働基準法は上記のとおり平均賃金の60%以上の支払いを使用者に義務付けています。

休業手当について注意しておくべき点を幾つかあげておきます。

- (1) 平均賃金の求め方は、通常賃金締切日が定められているため前 3 回分の賃金総額をその期間の総日数で除して得た額の 60%が平均賃金となります。
- (2) 休業手当の計算式は次の通りとなります。  
平均賃金×実際に休業した日数(その期間内の休日日数を除く)
- (3) 「使用者の責に帰すべき事由による休業」とあるため全ての休業がこの手当の対象とはなりません。下請で働いている場合、元請から材料が来なからと言う場合にはこうした事態に対応できる体制づくりが出来ていないだけの話しなのでこの理由には該当しません。天災地変など使用者の努力の及ばない事態のみがこの「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するものとされています。農業の雨天休業などはこれに該当することになります。ただ、雨天の日を日曜日と振替できるかと言う問題があります。振替については就業規則等にその旨の規定を定めておく必要があり、しかも事前に振替を行っておかねばならず、事後的な振替は認められません。事後的な振り替えであれば、雨天時は賃金カットを行ない、日曜日には 35%の割増賃金で支払う必要があると言うこととなります。

農業の技能実習生のことに触れたので「適用除外」について見ておきます。適用除外とは労働時間や休日また割増賃金等一定の者については労働基準法が定めている規定を適用しないと言うものです。良く知られているものに「管理職には残業代を支払わなくても良い」と言うものがあります。要するに時間計算しがたい職務については 1 日 8 時間また 1 週 40 時間の縛りをなくし、深夜業を除いた割増賃金も支払わなくていいとするものです。労働基準法第 41 条で次のように定められています。

第 41 条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

- 一 別表第一第六号(林業を除く。)又は第七号に掲げる事業に従事する者
- 二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

別表 1

- 6 号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

この第 1 号では農業や漁業を適用除外と定めています。しかし技能実習生については、労働基準局長の通達では「なお、労働時間等に関する規定が適用されない労働者についても、雇用契約において時間外・休日割増賃金を支払う旨を定めた場合には、当該契約に基づきこれらの賃金が支払われなければならないこと。」とされています。これに呼応した形で入管では適用除外とされた労働条件通知書であれば許可しないとの扱いをしています。同じ職場で働いていても技能実習生以外の外国人や日本人については当然適用除外として扱われます。ただし、ハウス園芸では天候に関係が無く業務が行われるため適用除外の対象としないとの通達があると聞いています。

(注 1) 技能実習生の賃金は日本人並みの賃金を支払ということになっていますが、実態として最低賃金で決まっています。現在の岡山県の最低賃金は 735 円となっていますので、年間労働日数を 240 日(年間休日 125 日(土日が 104、祝日 16、年末年始 5))とすると、1 か月の賃金は 240 日×8 時間×735 円÷12 月=117,600 円となり、社会保険料 17,000 円と居住費 25,000 円を控除すると 75,000 円程度の手取りにしかありません。手取りを 5 万円増やそうと思えば 55 時間程度の残業(残業単価 919 円)が必要になります。土曜日を全て働き、毎日 1 時間の残業か、毎日 2 時間の残業と土曜日 2 回の残業が必要になります。ちなみに月額賃金については時間給で計算している事業所もあり、そうしたところではゴールデンウィーク、盆、年末年始など休日が多い月は手取りが 5 万円と言うこともあり、仕送りをするに借金しないと生活していけないとのことでした。

## 福岡県の農業で働く技能実習生の問題から

2月11日にカトリック岡山教会でJ-CaRM(日本カトリック難民移住移動者委員会)大阪教会管区主催の「隣のベトナム人と私たち」とのセミナーが開催され、技能実習生の問題について簡単な報告をしました。このセミナーを通じて日本語の堪能なベトナム人と知り合いになり、鳥取岡山地区ユニティーとの関係づくりも進みそうな方向になっています。また以前から連絡を取り合っている長崎の神父様も来られており、長崎のベトナム人神父様が技能実習生問題に関心を持たれているとのことで長崎に里帰りしたいと思っているさなか福岡の技能実習生の問題が飛び込んできました。福岡は土地勘もなく、支援団体もわからないためとりあえずは大名町教会で実習生達と会うことにし、通訳については長崎の神父様に連絡を取り手配をお願いしました。J-CaRMの組織が主要な教会で機能してそちらで対応してもらう連絡だけで済み、わざわざ出向いていく必要もない話なのですが、この教会の受付でJ-CaRMについて聞いてみると名前は聞いたことが活動しているのかよく分からないとのことでした。

相談の内容はため息が出るものでした。当初5名の相談と言うことでしたが、2名は「怖い」とのことで脱落し3名の相談となりました。これまでの経過は次の通りです。

### 1. 相談者(フィリピン人技能実習生女性3名)・・・事業主はAとBで異なっています。

1名は来日1年6か月経過・・・・・・・・・・・・・A

2名は3月で3年経過して3月17日帰国予定・・・・B

実習内容は耕種農業(施設園芸)で、Aは野菜の栽培、Bは野菜の栽培と花卉栽培であり、彼女たちのグループは1軒屋に18名が生活し、複数の農家で実習しています。

### 2. 問題の発端

相談者3名が契約書通り残業代が支払われていないと協同組合と社長に説明を求めて口論となった。

口論の中で、Aが残業代が正しく支払われないのならビザの切り替え時期の6月に帰りたいと言ったことから、2名の帰国に併せて3月17日の帰国と言われたが6月まで働きたいことまた残業代を支払ってもらいたいことから相談先を探すことになった。

### 3. 相談の経路

Aが呉市にいるエンジニアで来日している友人に相談し、その人から広島在住で相談センターとなっているフィリピン人女性を通して連絡かきました。

第1回目の面談は、長崎の川口神父様に福岡での通訳を依頼し、大名町教会で日曜日に行かない、翌週の日曜日には黙想会で通訳が確保できないため広島から通訳を同伴し、聞き取りの確認とスクラムユニオン広島への加盟書と一応弁護士への依頼書にもサインをもらいました。

福岡地区でユニオンを探すつもりでしたが、3月17日の帰国と未払賃金も多額になるため、技能実習生問題に精通した広島のユニオンで対応することにしました。

### 4. 問題点

相談の内容は、Aが6月まで働きたいことと残業代が支払われていないことで、聞き取りの結果、次のような問題があることが分かりました。

#### (1) 残業代

残業単価は、最初の1年間はAが200円、Bは300円であり、2年目からはいずれも450円になること。

賃金支給袋に書かれた残業時間は実際の半分の時間しか書かれていないが、残業単価は900円を少し超える程度で、「最賃×1.25」の単価で外部に対しては計算上問題ないかた

ちとなっている。

(例) 2時間残業した場合、賃金計算上は「1時間×最賃×1.25」と記載され、本人達には、「単価が450円だから残業時間の1時間は2時間と倍にして考えなければいけない。」と説明を受けています。

## (2) 所定休日出勤

契約書には、休日日数は年間125日、その内訳として「毎土・日曜日、祝日、年末年始と夏期休日」と記載されていますが、実際の休みは日曜日だけでした。

なお、賃金月額は次の計算によって決められています。

$$(365 \text{ 日} - 125 \text{ 日}) \times 8 \text{ 時間} \times 719 \text{ 円 (最低賃金)} \div 12 \text{ 月} = 115,000 \text{ 円}$$

従って、日曜を除く休日(125日 - 52日 = 73日)については未払となります。

## (3) 日曜日の出勤

日曜日は月2回程度出勤していたそうです。休日出勤手当はAは8時間なら4,000円10時間なら5,000円、Bは5,000円の定額で決められています。Aの事業主は実習生の農協の口座に積み立ててくれており、Bの事業主は毎月支払ってくれています。

## (4) 家賃と水道光熱費の問題



契約書に基づいて住居費20,000円、水道光熱費5,000円の合計25,000円が徴収されています。技能実習生一般の例にもれずここでも家賃が賃金回収の手段とされています。彼女たちは、1軒屋に住んでおり、4部屋にそれぞれ4~6名の総勢18名が生活しています。合計すると45万円の負担となります。入管指針には「食費や寮費等を賃金から控除する場合には、労働基準法にのっとった労使協定の締結が必要であり、控除する額は実費を超えてはなりません。」(P.27)と記載されています。写真の家に住んでいますが、18名が

生活するとしてトイレやシャワーまた台所など考えると普通の生活が可能なのでしょうか。

団交の場で分かったのですが、住居の所有者は協同組合で、事業主は賃金から控除して全額を協同組合の口座に振り込むとのことでした。

## (5) 年次有給休暇

本人たちは、年次有給休暇があることを知らされていませんでした。Aの事業主は、生理で労働できないときは、賃金カットなしで休ませてくれていたとのことなので、年次有給休暇で処理していたのか、そうした考え方もなく好意でそうしていたのか分かりません。一方、Bの方は、インフルエンザで休んだら日曜出勤に振り替えられたり、賃金カットされています。

また、Bが3月17日まで年次有給休暇を使用すると言ったら、3月3日に帰国させると言われたそうです。

## (6) 賃金の支払いをめぐってその他の疑問

Aの賃金支給明細書はパソコンで作成された様式に記載されていますが、日曜日の勤務については農協に事業主が預金しているため記載は一切ありません。

Bについては銀行の現金持ち帰り用の袋に手書きで記載されています。しかも基本給に該当する部分は居住費の25,000円が差し引かれた金額が記載されています。

A、Bともに税金、住民税また雇用保険料や国民年金保険料の控除はされていません。健康保険料については市役所から納付書が送られてきて、事業主が支払い、当該金額が賃金から控除されています。農業の個人事業主のため雇用保険の適用は無いとしても、これらの支払いは無視されています。労災保険はどうなっているか分かりません。

## 5. 団交申入れ後の状況

事業主や協同組合から表だった圧力はかからなかったようです。しかし団交申入れ後 A が金曜日に年次有給休暇を取ると協同組合に話したら返事をしてもらえず、無視されたとのことです。しかし一方では、協同組合から他の実習生たちに彼女たちの訴えが原因となって全員帰国させられるかもしれないと言ったような圧力がかかっているようで、他の技能実習生達から冷ややかな態度を取られており、中には自分たちも帰らされるのではないかと不安を募らせ文句を言って来たり、周りに物を投げまくる人もおり、諍いも発生しており、耐えきれないと訴えています。そのため週末には、前述のとおり A は前日の仕事が終わると広島の友達の所に遊びに来ましたし、B たちは金曜日の仕事が終わると福山の友達の所に行きました。日曜日の 13 時から第 1 回目の団体交渉までには帰ってきました。団交時に年次有給休暇の話をするると帰国まで休んでも問題ないとのことでした。

## 6. その地

協同組合は農業関係を中心として技能実習生を受け入れているようで、この辺りの農家に数名づつ送り込んでいるようです。今回の事例と同じような問題がこの地域一帯の農業で働く技能実習生のにも共通の問題としてあると考えられます。工場などと違い、個人経営の農家では、労働法の知識もないまま、協同組合の指導に従わざるを得ず、多少の問題は有るとは思いながらも、どのような違反をしているのか分からないままなのかもしれません。しかしその結果、大きな未払賃金が存在しているのは事実ですし、場合によれば、受入停止の問題に発展します。

協同組合の理事長の奥さんはフィリピン人であり、指導員もフィリピン人なのですがもう少し同国人を守ってもらいたいと思いつつも、問題のある先々でこの構図が付きまどってきます。また送出機関も技能実習生が労働問題でのトラブルを起こさないように圧力をかけてきます。フィリピンはカトリック教会の影響が強い国ですから、技能実習生の権利擁護の為、日本のカトリック教会とフィリピンのカトリック教会が連携をとりフィリピン政府に指導を申し入れできる体制づくりも考えていくことも必要かもしれません。ただそれ以前の問題として、各教区には J-CaRM として有効に機能し、連携の取れるセンターが無ければ相談を受けながらも支援出来ないケースも出てくるといえます。解決までには何度も足を運ぶ必要がありますし、ボランティアの通訳を現地で手配できるか、同伴していくか等々問題尽きません。

## 途中帰国したあるタイ人技能実習生を思い出しながら

広島国際学院大学 崔博憲

2015 年、法務省は、国内に「不法残留」する外国人の数が 1994 年以来、21 年ぶりに増加したと発表した。増加の一因は、急増した外国人技能実習生の失踪で、年末にはその数は 6 千人ほどになると見込まれている。この 5 年で約 5 倍だ。

法務省は、スマートフォンなどを使って条件の良い職場を容易に探せるようになったことが実習生の失踪が急増している背景にあるとみている。その見立ては間違っていないだろう。以前は、実習生に携帯電話やパソコンの使用を禁止する受け入れ機関が少なくなかった。そうした条件を実習生に課していた会社の経営者にその理由を尋ねたら、「自分の眼が届かないところで勝手に余所と連絡をとって、他の職場の待遇がどうなっているとか、どこに行けば仕事があるとか、労働組合がどこにあるといったことを実習生が知るのは困る」と言っていた。でも、この数年の間で、ずいぶん様変わりした。最近、日本にやって来る実習生のほとんどは来日前からパソコンやスマートフォンに親しんでいる。そんな彼/彼女たちに、それらの使用を禁止するのは難しい。

それに、そもそも自分の働く労働条件が他と比べてどの程度であるかを知り、より待遇の良いところに移りたいと思うのは、ごく普通のことだ。だが、外国人技能実習制度のミソは、そうしたごく普通のことを許さない点にある。

この制度を利用して外国人を受け入れているのは、ほとんどが国内では労働力を十分に調達できない企業や団体、農家などだ。もし、国内労働者と同じように、実習生もどこで自分の労働力を売るかを自ら選択するという労働者としての基本的な権利を行使することになれば、実習先にとって彼/彼女たちは安定的な労働力でなくなってしまう。だから、この制度では、そうならないように国際貢献という実態とは乖離した看板を掲げて、実習生を決められた機関でしか働けないようにしているのだ。

それゆえ実習生の多くは、職場の待遇や人間関係が悪くても我慢強く3年間耐え続ける。だが、どうしても我慢できずに、逃げ出して少しでもマシなところで働きたいと思っている実習生は少なくない。スマートフォンなどの通信機器の普及が実習生の失踪増加につながっているという法務省の見立ての後ろにはこうした構図がある。

実習生の失踪増加のニュースに触れ、K県で農業実習生として働いていたタイ人のWさんを思い出した。来日前、送り出し機関からは、寮費や水光熱費は受け入れ農家が提供すると聞いていたが、実際には全て自腹で、それらを払うと月の手取りは5~7万ほどしかなかった。さらに受け入れ農家が実習職種とはなっていない米作で忙しい時期は、畑作の仕事が極端に少なくなり月の手取りは、3万とか4万にまで落ち込む。こうした受け入れ機関の対応はもちろん脱法的なもので、明るみになれば受け入れ農家や組合は間違いなくペナルティーを受けることになる。僕と知り合ったのは、Wさんが空いた時間に農業実習生として他の農家で働くタイ人仲間を頼って手間賃を稼いだりしていたときだった。思っていたよりもはるかに安い給料、わずかの手間賃、それに円安。彼は、このままでは、来日のために送り出し機関に支払った金額(約60万円)の回収さえもままならないと言って、何の支援もしない送り出し機関や受け入れ機関に怒っていた。だが、どこかに訴えたとしても自分に益はないと考えていた彼が労働組合や労基署に相談に行くことなかった。

そんなWさんは、ITを使いこなす今どきの若者で、タイから持ってきた自分のパソコンで毎夜インターネットをしていた。彼は、インターネットを使って、失踪した知り合いのタイ人と連絡をとり、いまどのような仕事に就いているのか、自分も逃げ出してそこに行けば働くことができるかといったことを尋ねてまわっていた。僕にも「いつ逃げようと思っている。逃げたら に行って の仕事をやる予定だが、賛成してくれるか？」などと聞くようになった。

しかし、結局、Wさんは失踪せずに途中帰国した。それは、僕が失踪に賛成しなかったからではない。僕は賛成も反対もしなかった。彼が失踪しなかったのは、ほんの少しそれを押し留めるなにかがあっただけに過ぎない。あのとき彼は失踪してもおかしくなかった。失踪する実習生の急激な増加は、確かにスマートフォンやパソコンの使用と関係しているだろう。だが、そんなことよりも、実習生が自分の働く職場や他所の労働条件について知ることを問題視するような受け入れの在り方こそを問わなければならないはずだ。

2年前に帰国したWさんは、いまイスラエルで働いている。そういえば、彼はインターネットで日本国内の働き口だけではなく、タイ人である自分がどの国に合法的に働きに行けるのか、どのような条件で働くことができるのかといったことも調べていた。タイ人にとってイスラエルへの出稼ぎは、実習生として働きに行くよりも初期費用がやや安く、また事前に長期にわたる語学研修を受ける必要もない。それに働ける機関も5年と日本より2年長い。Wさんからインターネットで届く知らせによれば、給料も日本より良いそうだ。

イスラエルだけではない。近隣諸国でも韓国や台湾、シンガポールも外国人労働者の受け入れ政策を推し進めている。国境を越えた労働力の争奪が世界的に拡大するなか、実態を偽装する優越意識が刻まれた制度を使って外国から労働者の受け入れを続けることはできない。

日本は、もういいかげんこうした現実に向き合わなければならない。すでに外国人なしに社会は成り立たなくなっているのだから。

## 新聞記事から

### 低賃金に逃げ出す技能実習生、「強制労働」と米報告書 爆買い無縁

2016/02/23 08:15 JST



(ブルームバーグ)：日本で3年働いてお金をため、中国でマイホームを建てる。2013年に来日した際、唐夕利(トウ・ユウリ)さん(35)はそんな希望を抱いていた。しかし今は労働組合のシェルターに身を寄せる。派遣された会社の待遇に耐えかねて逃げて来たのだ。日本に来る中国人は爆買いする観光客ばかりではない。

唐さんは中国東部の儀征市出身。シェルターのある岐阜県羽島市でインタビューに応じた。実習生になると3万元(約52万円)以上を中国の送り出し機関に払った。3年後には500万円程度を貯金して帰国できるという触れ込みだった。現在9歳になる娘を残して単身で来日し、タカラ繊維(香川県小豆郡)で約30人の中国人実習生と共に働き始めた。

唐さんの説明によると、仕事は午前7時から午後8時半すぎまで昼休みを挟み13時間半、時給は9時間が香川県が定める最低賃金程度の700円で、残業と土曜勤務は400円だった。寮では1部屋を5人でシェアすることもあり、ボタン付けや糸くず取りの内職もした。こちらは時給ではなく単価の出来高払い。作業は午前2時ぐらいまで続くこともあったという。

家賃や光熱費、福利厚生費、インターネット料金が天引きされ、直近の手取りは月14万円程度、儀征市時代に比べ給料は2倍になったが仕事量も2倍になったと唐さん。携帯電話を持つことは禁止され、一時帰国の際は預金通帳を会社に預けさせられたという。唐さんは「日本に来たことを本当に後悔しているし、友人にも勧めない。苦しんでほしくないから」と語った。唐さんによると、未払い賃金は350万円程度あるという。

タカラ繊維の真砂吉弘常務は、唐さんの労働条件に関してはコメントを控えるとした上で、経営に外国人労働者は不可欠だと話す。日本人は募集しても集まらず、政府と企業には「考え方にねじれがある」と指摘。外国人を単純労働者として受け入れる制度を政府は作るべきだと主張する。実習生は賃金を得たくて日本側は人手不足を埋めたいという「利害関係だけが一致している」と話す。

外国人技能実習制度は1993年に創設された。法務省によると、2012年末から15年6月末までに約20%増え、18万人以上が利用する。厚生労働省によると、農業、漁業、建設、食品製造、繊維などの分野の72職種で受け入れ、ソーセージや段ボール箱製造など単純労働もある。制度の本来の目的は技術普及を通じて国際貢献を図ることにあるが、政府や関係者への取材で見えてきたのは、実際には外国人を安価な労働力として使う抜け道となっている事実だ。

#### 単純労働者

厚労省は14年に実習実施機関に3918件の監督指導を行った。うち76%で労働基準法違反が認められたと企業名を明かさず発表。違反には最低賃金の半分近い時給約310円での就労や、月120時間の残業(労働基準法では原則最長月45時間)、安全措置が講じられていない機械などがあった。法務省入国管理局は14年中に241の受け入れ団体と企業に対して最大で5年間の受け入れ停止命令を出した。

米國務省は15年の人身売買報告書で、実習制度の中で労働者が強制労働の状態を経験しているとし、借金による束縛、パスポートの押収、拘束といった実質的証拠があるにもかかわらず、日本政府は強制労働の被害者を把握していないと指摘した。同報告書によると、実習生の中には最高で1万ドル(約113万円)を支払って職を得て、辞めようとする数千ドル相当が没収される

契約で働く者もいるという。過剰な手数料や保証金、「罰則」の規定も報告されていると指摘した。

国連薬物犯罪事務所によると、人身売買とは搾取を目的に強制的あるいは詐欺などの不正な手段によって人の身柄を獲得すること。また強制労働の被害者は借金によって束縛された移住者も含まれると国連は定めている。

技能実習制度はほとんどの場合、日本の受け入れ団体と海外の送り出し団体が中間に入って日本で働きたい人を企業とマッチングしている。法務省によると、15年1月時点で国内受け入れ団体の数は1924で、企業は3万1320。

### 3年から5年へ

批判の高まりを受けて政府は制度改正に乗り出している。国会に提出中の外国人技能実習適正実施法案では、実習生を不当に扱う受け入れ機関や企業を取り締まる新しい監視機関を創設することなどを盛り込んだ。実習生に対する人権侵害行為について禁止規定と罰則規定を設け、実習生への相談や情報提供も行う。受け入れ期間も3年から5年に延長する。

制度見直しで政府有識者会議の座長を務めた独協大学法学部の多賀谷一照教授（67）は、移民政策を取っていない日本で移民問題は一種の「タブー」で、共生すべきだという主張があっても「庶民の大部分はそれは認めないでしょう」と話す。期間延長だけでは制度の悪用は減らないと指摘し、「人身売買的に使っているのをこれ以上平気でこのまま続けるのはそれは無理」と、監視機能強化の必要性を強調した。

石破茂地方創生相は1月25日、ブルームバーグのインタビューで、現行制度は技能実習を志してきた人たちが劣悪な労働条件で働かせている部分も「相当ある」と述べ、移民政策を議論する前に「もっと技能実習生に対する処遇をきちんとしますという方が先」と述べた。

技能実習制度を推進する国際研修協力機構（JITCO）は違反を取り締まる権限がないと総務部企画調整課の尾池昭課長は話す。JITCOの運営は受け入れ団体からの会費や厚労省の事業委託費で支えられていて、企業や団体の訪問調査は基本的には事前通告するという。現制度の問題点に関して尾池氏はコメントを控えた。

### 中国からシフト

実習生の国籍は中国以外にも広がり始めている。法務省によれば、中国人技能実習生の数は12年12月末から15年の6月末までに約14%減り9万6120人となった。背景に中国での人件費の上昇がある。タカラ繊維の真砂氏によると、最低賃金で中国人を雇用するのが難しくなっているという。大量に押し寄せる安い輸入品との価格競争もあり、賃上げも難しいと語った。

北京市の統計によると、14年の北京の平均月収は6463元（約11万1500円）だった。一方、14年度の日本の平均最低賃金で1日8時間労働で得られる月収は12万4800円ほど。加えて、12年末に第2次安倍政権が誕生して以来、円は対円で約20%下落しており、日本で稼いだお金が中国に持ち帰ると目減りする状況となっている。

こうした背景から、ベトナム、フィリピンやインドネシアからの実習生が増えている。法務省の統計によると、技能実習生の国別内訳は12年末には中国が74%を占めていたのに、15年6月末には53%に減少。同じ期間にベトナムは11%から25%に増えた。

電子部品の一部であるコネクタの自動組み立て機を製造するTSS（東京都大田区）では6人の実習生をベトナムから昨年初めて受け入れたと、経営企画室の荒川信行室長（35）は話す。現在は8人の中国人技能実習生もグループ会社である富山精研社（富山県下新川郡）とともに受け入れている。実習生は富山県の工場の生産ラインで働いている。

### 転職できない

荒川氏によると、両社とも基本給、割り増し残業代、組合の管理費などを合わせ1人当たり月約20万円のコストをかけているという。とはいえ、3年間の期限のある従業員はたとえ有能であ



っても昇進させるのは難しいという。荒川氏は制度を「ある程度フレキシブルにしてほしい」と訴える。「高く払って意味があるのは中長期的にコミットできる人」であり、「3年しかいないならそんな投資はできない」という。

他の近隣諸国の賃金も上昇すれば、安価な労働力を確保するのは難しくなると指摘するのは、全国中小企業団体中央会労働人材政策本部長の小林信氏（58）だ。制度改正の有識者会議のメンバーも務めた小林氏は、実習制度の拡充だけでは本質的な解決にはならないと指摘する。外国人技能実習生をサポートする指宿昭一弁護士は、期間が5年に延長されても自由に転職ができない点を問題視する。「時給300円でも、セクハラがあっても、黙って働け」という職場でも転職はできず、送り出した団体に多額の借金を抱える実習生は帰りに帰れない状況になるという。「日本の非正規労働者はひどい状況だと辞めていくが、技能実習生は動けない」と指摘。受け入れ側からすれば「やめない労働力が必要なんです」と話す。

失踪する人もいる。法務省入国管理局によると、14年の失踪者数は4847人で、15年はそれを上回る見込みだという。14年は失踪者のうち60%以上が中国人だった。

## シェルター

新幹線・岐阜羽島駅の南口から徒歩数分。黒い外壁の3階建てビルに岐阜一般労働組合が実習生向けに提供するシェルターがある。1月中旬に訪れると、唐さんら中国人9人が生活していた。1階にはスーツケースがいくつも並んでいる。あたりはシャッターやカーテンの閉まった店舗が多い。駅北口の小さな塔は「HASHIMA せんいの街」とうたわれているが、地元の繊維産業は衰退を続けている

張文坤（チョウ・ブンコン）さんがここに来てから数カ月。建設廃棄物処理などを業務とする野辺工業（栃木県下都賀郡）で働いていたときに、木材を粉砕する機械が誤作動し手を負傷した。3カ月の休養から復帰後、手の別の部分が痛み出したことを訴えると、会社は仕事を辞めるよう迫ったという。実習制度は「大失敗だ」「死んだも同然で無意味だ」と話した。

張さんの元同僚3人も逃げた。そのうちの1人、林希俊（リン・キシユン）さんは日本人同僚のいじめに苦しめられたという。その後、身元を隠して短期の仕事を複数した後に中国に戻った。中国の送り出し団体に6万元を支払って来日した林さんは、ほぼ文無しで帰国。大連近郊の町、瓦房店にいる林さんは電話取材に対し、「自分の夢はつぶされてしまった」「現実はずっと過酷だった」と話した。野辺工業はブルームバーグの取材依頼に応じなかった。

厚労省労働基準局監督課の恩田基弘監察係長は、タカラ繊維と野辺工業を調査しているかどうかの問い合わせに対し、個別の案件の情報は開示しないと述べた。

## 共生

労働人口が減り続ける中で、技能実習生を含む外国人労働者は羽島市の将来に不可欠だと羽島商工会議所の清水政男専務理事は言う。実習生を「労働力として見ているのは否定しませんし、否定できません」と清水氏。

松井聡羽島市長も、自治体活性化のために外国人労働者を受け入れるべきだとの考えだ。繊維産業の海外との価格競争、製造業の空洞化といった地域経済の課題を克服するにはもっと労働力が必要で、女性や高齢者の活用だけでは追いつかないと、松井氏と清水氏は口をそろえる。松井氏は、グローバル社会で頑張る外国人が一カ所に固まるのではなく、日本人と「共生するようなコミュニティにすることが必要」と語った。

更新日時: 2016/02/23 08:15 JST

## 【美術館情報】

### ひろしま美術館

#### ボストン美術館 ヴェネツィア展 魅惑の都市の500年

2016年4月9日(土)～2016年6月12日(日) 会期中無休



午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

4月9日(土)は10時からの開会式終了後、開場いたします。

アドリア海の干潟に築かれた水の都・ヴェネツィアは、大運河(カナル・グランデ)を行き交うゴンドラや華やかなカーニバル、壮麗な教会堂など、世界屈指の観光地として知られています。また、中世以来、東西貿易の一大拠点として栄え、16世紀のヴェネツィア・ルネサンスが開花してからは、長きにわたって芸術の中心地として輝きを放ってきました。

本展では、ティツィアーノ、ティントレット、ヴェロネーゼら16世紀ヴェネツィア・ルネサンスを代表する画家たちをはじめ、その豊かな色彩表現に影響を受けたブーダン、モネら19世紀の印象派の画家たち、そして現代にいたるまでの約500年におよぶヴェネツィアの美と歴史のハイライトを、ボストン美術館所蔵の約130点の作品で迎えます。さらに、ヴェネツィア・レースや絹織物、ヴェネツィア・ガラスなど贅を極

めた工芸品の数々も併せてお楽しみください。(美術館HPより)

### ケラメイコス

#### 古唐津のぐい呑



このぐい呑は福岡に単身赴任していた父の所に遊びに行った時、天神にあった父の友人の古美術商のお店にあったものを父が買ってくれたものです。本業は宝石屋さんでお店は子供さんに任せで開かれていた道楽?で始められた小さなお店でしたが、良いモノが沢山ありました。あまり大きくはないが肩に灰がかかり胴に程よい緋色が出ていた桃山備前の壺、またメトロポリタン美術館と交渉中との斑唐津の壺。これは古唐津ではなく古高取かもしれないとのことで調査中との話でしたし、またぐい呑を集めていること

を知っておられ中島宏の青磁の煎茶用の碗がぐい呑として使えるからと一ついただいたこともありました。

このぐい呑と一緒に斑唐津だったか無地唐津だったか記憶が定かではありませんが碓り使い込まれた立ぐい呑で大きく口の開いたものがありました。そちらには関心がもてず、傷も少なく、形もよいこのぐい呑のみに魅かれてしまいました。決して安い値段ではなかったのですが、古唐津としては安い値段であったといえます。話によると京唐津ではないかとのことでした。確かに土味も姿かたちも田舎育ちの唐津と言った雰囲気より垢抜けした雰囲気があるように感じます。こうした戸籍探しもやきものの楽しさといえますが、戸籍や時代を問わずまた作家の名前も関係なく自分の気に入ったものが一番いいはずです。私にとってこのぐい呑はいろいろ思い出のこもった数少ないものの一つです。

## 本の紹介

### よこまち余話

木内 昇 著 中央公論新社 1,620 円

少し前までこの作家について知らなかったのですが、本屋さんで香月泰男の絵が表紙に使用されていた「ある男」と言う本を見て関心を持った作家でした。市井に埋もれた人々を題材にとった地味な内容の小説が多く、私たちが日ごろ味わうさまざまな思い悩み等をコツコツと綴っていくため痛快と言う訳には行きませんが、しみりと胸に染み入ってきます。この本は 17 編の短編から構成されています。奥まった一角にある横町に住む何かしらこの世に思いを残しているらしいお針子の駒江と皮肉屋の老婆トメさんとこちらの世界の住人である魚屋の末っ子の浩三を中心に現か幻か分からない時空を超えたしみりした静かな世界が広がっていきます。そうした中で、現の人達への生き方への反省を促す場面もあり、職人氣質な生き方の中に人情を見たり、わたしたちの心の中にある何かわからないわだかまりや達せられない思いが語られています。死を迎えるとき前日に天使の姿を見ると言った話も聞く事があります。この世とあの世の境目が入り混じった空間がまた私たち心の中にもそうしたところがあるのでしょうか。著者が対談の中で、「旅行であちこち歩きまわるのが好きなんですが、たまに「ここは時空が歪んでいるな」と感じる場所があります。といっても霊感的な話ではないんですが、昔のまま時が止まっているように感じる場所があるんですね。子どもの頃を思い返してみると、「そういえばあの人って誰だったんだろう」という人が必ずいませんか？」と語っています。そうした世界が私たちの日常生活の中にあざなわれたお話です。

### 言葉

人々はよく私に向かって、「どうぞ、わたしのためにとりなし祈ってください」という。そのときわたしは、「なぜあなたがたは外に向かってもとめていくのか。なぜ、あなたがたは自分自身の内にとどまって、あなたがた自身の宝をつかまないのか。あなたがたは全ての真理をあなたがたの内に本質的に持っているではないか」と心の中で呟くのである。

エクハルト説教集 田島照久編訳 岩波文庫 P.42

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成 27 年 3 月 1 日 発行